



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 オーネックス
代表者名 代表取締役社長 大屋 廣 茂
(J A S D A Q ・ コード 5987)
問合せ先 常務取締役管理本部長 大屋和雄
(電話 046 - 285 - 3664)

株式の分割に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

投資者の皆様により投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施し、投資金額の引き下げ及び株式の流動性の向上を図ることにより、投資者層の拡大を図ることを目的で実施するものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成19年6月30日(土曜日)[ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年6月29日(金曜日)]を基準日として、株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	5,877,200株
今回の分割により増加する株式数	11,754,400株
株式分割後の当社発行済株式総数	17,631,600株

3. 日程

基 準 日	平成19年6月30日 (土曜日)
効力発生日	平成19年7月1日 (日曜日)
株券交付日	平成19年8月20日 (月曜日)

4. 発行可能株式総数の増加

会社法第184条第2項の規定に基づき、平成19年7月1日(日曜日)付をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を39,124,000株増加して、58,686,000株とする。

5. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

【ご参考】

1. 株式名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1 単元（1000株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
2. 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成19年7月1日付にて株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
3. 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成19年8月20日にお届出ご住所にお送り申し上げます。
なお、分割後の株券は、お手元に到着するまで売却等はできませんので、ご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成19年7月2日（月曜日）から売却が可能となります。ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問合わせください。
4. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続をお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続をお済ませください。

以 上